

第4回 第3次豊川市地域福祉計画策定委員会 議事録

日 時：平成29年11月20日（月）午後1時30分～午後3時10分

場 所：豊川市役所 本23会議室

委 員

出席者：西村 正広（学識経験者（愛知大学地域政策学部教授））

中尾 清吉（豊川市連区長会）

西本 全秀（豊川市民生委員児童委員協議会）

田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）

竹下 一正（社会福祉法人豊川市社会福祉協議会）

野村 公樹（豊川市ボランティア連絡協議会）

小島 修（豊川市小中学校長会）

都築 裕之（豊川市社会福祉施設協会）

平田 節雄（豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）

伊奈 克美（特定非営利活動法人とよかわ子育てネット）

岡田 文男（地域福祉活動推進委員会（地域福祉活動者））

松井 秀之（公募した市民）

伊藤 充宏（豊川市社会福祉事務所）

欠席者：杉浦 正勝（豊川市老人クラブ連合会）

事務局：原田 潔（福祉部次長）

岩村 郁代（福祉課課長）

中野 勝彦（福祉課主幹）

渡辺 貴俊（福祉課課長補佐兼係長）

豊田 秀明（福祉課主任）

小林 孝行（社会福祉協議会地域福祉課長）

小林 弘行（社会福祉協議会地域福祉課課長補佐）

竹尾 祐三子（社会福祉協議会地域福祉課係長）

糸魚川（コンサルタント業者：株式会社名豊）

次 第

1 委員長あいさつ

2 議題

（1）第3次豊川市地域福祉計画（案）について

3 連絡事項

事務局：会議に先立ち資料の確認をさせていただきます。本日お配りした資料は、策定委員会次第、委員名簿、席次表、第3次豊川市地域福祉計画（案）の4点です。不足があればお申し出ください。

本日は、委員名簿6の豊川市老人クラブ連合会代表の杉浦委員が、ご都合により欠席されていることをご報告させていただきます。

<開会>

事務局：ただいまから第4回第3次豊川市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。福祉課課長の岩村です。本日はよろしくお願ひします。事務局としまして、福祉部次長、福祉部福祉課職員、社会福祉協議会地域福祉課職員が出席しております。また、計画策定業務を委託している株式会社名豊の職員も同席しています。よろしくお願ひします。

それでは、西村委員長にごあいさつをお願いしまして、以降は委員長が議長となり、委員会の進行をお願いいたします。

1 あいさつ

委員長：みなさん、こんにちは。この委員会も今日で第4回を数えます。前回までは、課題や計画案の資料がお手元にバラバラとありましたが、本日は計画書の素案ということで、事務局で作成したものが1つの綴りになり、お手元に届いています。ようやく計画書らしくなりましたが、この段階で改めて私たちの当初からの理論が計画書という形になり、反映されているかどうか、また、今後5年間にわたる地域福祉活動の取り組みの指針としてふさわしい内容になっているのか、本格的に論議していただく場になりました。これから事務局からの説明を聞いた後に、手ばかりがないかという点でチェックしていただき、その後の文書等でのご意見も踏まえ、来年2月に予定されている次回の委員会までに、ほぼ完成にこぎつけることができますよう、ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2 議題

委員長：それでは議事に入ります。

本日の委員会は策定委員会設置要綱5条3項により、委員の過半数以上の出席がありますので、成立しております。本日の会議は3時までの1時間半を目安にしています。限られた時間ですが、多くの委員のみなさまからご質問やご意見をいただき、この地域福祉計画案をより確かなものにしていただければと思います。

(1) 第3次豊川市地域福祉計画（案）について

委員長：議題1の第3次豊川市地域福祉計画（案）についてです。本計画は第1章から第5章までと、資料編という構成になっていますので、これを分割しまして、始めに第1章から第3章まで、次にこの計画の本体である第4章、そして各地域の取り組み等についてまとめた第5章と資料編の3つに分けて、審議を進めたいと思います。まず、事務局から第1章から第3章までの説明をお願いします。

事務局：それでは議題に入る前に、本日の説明は先ほどお配りしました資料「計画案」を使用して説明させていただきます。先に郵送させていただきました「計画素案」につきましては、前回までの策定委員会において、委員のみなさまからのご意見を反映したもので、その内容につきましては、その際に同封しました対応表で説明させていただいたものとし、本日は、その後、市役所などの関係各課や委員のみなさまから新たにいただいたご意見等に対して、事務局で再度見直しをしていますので、その点を抜粋し、説明させていただきます。また、委員のみなさまには、短期間にご協力をいただきありがとうございました。なお、ページ数や構成についての変更はありませんのでよろしくお願いします。

まず、計画書の構成について再度、確認させていただきますので、表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。

第1章は計画の策定にあたり、計画の背景や趣旨、計画の位置づけ等の計画の導入部分になります。

第2章では、本市の人口や高齢化率等のデータや、市民や各種団体からのアンケート調査結果等からみる本市の現状と課題を捉えています。

1枚おめくりいただき、第3章では、計画の基本理念と基本目標、体系図までを記載しています。

そして、第4章では、「施策の展開」としまして、4つの基本目標ごとに取り組み内容と、その施策を横断的に捉えた重点ポイントを最後にお示ししています。

次のページの第5章では、「地域の取り組み」としまして、10中学校区ごと34地区における具体的な取り組み内容、最後に資料編となっています。

【第1章から第3章】

事務局：それでは第1章から第3章までを説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。第1章「計画の策定にあたって」の背景と趣旨ですが、本計画の背景につきましては、地域社会における現状と課題や国の動向について、ここで簡潔にまとめています。趣旨については、「市民や地域団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割をもって、互いに協力し、誰もが住みやすい地域づくりを推進する普遍的な部分についての変更はありませんが、身近な

生活課題や新たな地域課題などを解決するための具体的な役割を改めて整理し、その取り組みを示すため、第3次地域福祉計画を策定するものです。」としております。

続きまして5ページをお開きください。地域福祉計画の概要の(2)「計画の対象について」ですが、本計画の対象者は本市に暮らすすべての市民となります。また、地域福祉計画を推進する実施主体も、すべての市民であるということから、それを明確に定めるために、3行目に「地域に暮らすすべての人が本計画を推進する主体にもなります。」という形で記載しています。

続いて7ページをご覧ください。(5)「計画の推進体制と進捗管理」ですが、地域福祉計画で重要なことは、地域がどのように取り組んでいるか、またどれだけ住みやすいまちに変わってきているか、ということだと考えています。そこで、計画の進捗管理・評価におきましては、2行目の終わりにあります「毎年、各地域で地域福祉懇談会を開催し、市民から地域の現状や意見を集約し、計画の進捗管理を行います。」としています。そして、それぞれの地域の状況を把握した上で、その2行下になりますが、「豊川市地域福祉計画推進委員会へその状況を報告し、地域の進捗状況を評価していただく。」としています。

1枚おめくりください。第2章「統計データ等から見る本市の現状と課題」に移ります。ここでは、8ページから15ページにわたり、統計データを掲載しています。町内会加入率が年々減少している状況や、少子高齢化が進み、要支援要介護認定者また障害者手帳所持者等、支援を必要としている側の増加が見られる現状を記載する一方で、14ページには福祉委員やふれあいサロン等、支援する側の増加の現状もここで掲載しています。

続きまして16ページをご覧ください。ここでは、市民および地域福祉活動者へのアンケート調査の概要を記載しています。調査結果の内容につきましては、別冊になりますので、本計画では各施策の取り組みの根拠となるものを抜粋し、第4章と第5章の関連するところにそれぞれの結果を掲載しています。

なお、17ページ以降、3「福祉団体ヒアリング調査」、また、22ページ以降、4「地域福祉懇談会」での聞き取り結果については記載のとおりですが、ここでの意見や要望についても、第4章、第5章における「市民や地域活動団体の施策の取り組みや役割分担」に反映しております。

続きまして25ページ第3章 基本理念・基本目標をご欄ください。1「計画の基本理念」ですが、本計画は第2次計画を踏襲するものとなっていますので、25ページの最後の段落にある基本理念の最後には、「本計画は、第2次豊川市地域福祉計画の基本理念『ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ～みんなでつくる支えあいのまち～』を継承し、地域福祉の推進を図っていきます」という形にしています。

26、27 ページの 2 「基本目標」、28、29 ページの 3 「計画の体系」と続いています。これらについては前回までの策定委員会において概ね説明をさせていただいておりますので、変更した部分のみ説明いたします。

26 ページの「基本目標」にお戻りください。ここではそれぞれの基本目標に、新たにキャッチフレーズの、イメージ的な表現で、基本目標 1 「みんなでふれあい 学ぶ 絆と交流の場づくり」では「～知りましょう～」、基本目標 2 では「～参加しましょう～」、基本目標 3 は「～利用しましょう～」、基本目標 4 では「～広げましょう～」といったフレーズを入れております。これにつきましては、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域で困っている方の姿や実態を知ること、また興味をもっていただくこと、関心を寄せることが、地域福祉に参加していただくことの原点ではないかというご意見を受け、本計画書を見ていただく方に身近でわかりやすく感じていただくことが必要ではないかということで、事務局から提案させていただいたものです。

それぞれの基本目標のキャッチフレーズを少し説明いたします。基本目標 1 のキャッチフレーズは「～知りましょう～」ですが、これは、市民が主体的に支えあふれあいの第一歩として「あいさつ」や「声かけ」によって互いを知り、学校等で福祉を学び知る、また地域交流の場で地域を知ることにより、地域の現状や課題を把握し、解決に向けた取り組みをするために「～知りましょう～」という言葉を設定したものです。

基本目標 2 の「～参加しましょう～」というキャッチフレーズは、誰もが住みやすい地域をつくるためには、地域住民が地域における身近な生活課題や地域の現状を把握し、その課題解決の担い手になり、主体的に話し合いの場や活動の場に参加することが重要であることから「～参加しましょう～」という言葉を設定しています。

基本目標 3 の「～利用しましょう～」は、誰もが住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていくためには、さまざまな各種福祉サービスを充実させるとともに、その確保や向上が図られ、支援が必要な人に適切なサービスや情報提供が行われ、サービスの利用に結びつくしくみづくりを進めることから「～利用しましょう～」を設定しました。

基本目標 4 の「～広げましょう～」ですが、こちらは、防災や防犯に対する意識を高め、地域福祉活動を中心とする日常の支援体制等を整えるという地域のつながりが、災害や犯罪に強い、人にやさしいまちをつくるということから、地域の福祉コミュニティをよりよい方向に広げましょうという意味で設定したのとなっています。

これらのキャッチフレーズについて、この後ご意見をいただくとともに、第 1 章から第 3 章までについての事務局からの説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。第1章から第3章までに関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問を承りたいと思います。

委員：6ページの一番上に「計画策定への市民参加を実現するために」という文言がありますが、これはどこまでかかりますか。

事務局：「市民アンケートや中学校区単位の地域福祉懇談会を開催するとともに、学識経験者や福祉団体の代表者、公募による一般市民など幅広い分野の関係者を委員とする『豊川市地域福祉計画策定委員会』を設置し」までにかかります。

委員：わかりました。

委員長：他にはいかがでしょうか。

委員：5ページの計画の対象で「本市に暮らすすべての市民」とあり、さらに「生活に支援が必要な高齢者や障害者はもとより、性別、年齢、国籍などに関わりなく、」とありますが、下の他の関連計画の図にあるように、子ども・子育ても本計画に関係していますので、高齢者や障害者のあとに、「子育て家庭」も入れていただくことはできませんか。同様に2ページの「地域福祉とは、高齢や障害、」のあとにも、「子育て」を入れることはできませんか。子育ても高齢や障害と同じように生活は大変です。いかがでしょうか。

事務局：第4章施策の展開でもそのような表現を使っていますので、こちらも対応する形で修正します。

委員長：支援を必要としている人ということで括弧することはできますが、やはり代表的な高齢者、障害者、子育て支援という具体例を挙げておいた方がよいと思います。

委員長：私の意見を述べますが、まず、5ページの「計画の対象」で、本市に暮らすすべての市民が計画の対象でも主体でもある。ということを明記した。これは当たり前のように思われていて、他市の計画書ではあまり触れられていません。特に「主体はすべての市民」という明確化は非常に重要なことです。ただ、「対象者は、本市に暮らすすべての市民となります」と一度文章が切れたあと、主体についての説明は「生活に支援が必要な高齢者や障害者はもとより、性別、年齢、国籍などに関わりなく、地域に暮らすすべての人が主体となる」と非常に長いのですが、対象は1行で終わっています。せっかくですので、「生活に支援が必要な高齢者や障害者、子育て支援はもとより、性別、年齢、国籍などに関わりなく、地域に暮らすすべての人が本計画の対象であり、本計画を推進する主体にもなります。」とした方が、よいかと思います。

次に、7ページの計画の推進体制と進捗管理ですが、こちらも非常に大切な部分で、計画書をつくった後、お蔵入りをさせてしまわないために、これをどのように具体化するか。この計画は5年間ですので、進行状況を途中でチェックしていくことが大事なのですが、その中で3つ目の「計画の進捗管理・評価」の2行目から「毎年、各地域で地域福祉懇談会を開催し、市民から地域の現状や意見を

集約し、計画の進捗管理を行います。」とさらっと書いてありますが、この部分
は非常に重要で、ここを曖昧にしておくと、年に1度だけ形式的に懇談会を開
き、そこで参加者の話を聞いておしまいとなってしまいます。本当の意味で、進
捗管理を実効性のあるものにしていくためには、ここの参加対象はどのような方
で、どのような議論をするのか、あえて計画書の中で書かなくても、しっかりと
議論しておく必要があると思います。地域福祉懇談会では、特に社会福祉協議会
の方、コミュニティソーシャルワーカーの方が力を発揮していただけると思いま
すが、地域ごとにどのような懇談会を開き、どのような人たちを集め、どのよう
な議論をするのか、今の時点で具体的にないといけないと思います。1
年経ったからいつも同じ顔触れで、また役員が交代すると、時間をかけて行わな
ければならない進捗管理というものが、途切れ途切れになってしまう可能性もあ
ります。文言を変える必要はありませんが、是非、具体的なビジョンをもったう
えで進めていただきたいと思います。

他に、26ページ27ページにかけて、基本目標のキャッチフレーズをつけたと
いうことですが、基本目標3で「～利用しましょう～」とありますが、これは基
本目標3の内容から考えると、ちょっと簡単すぎるのではないかと思います。

「サービスがあるので、それを使いましょう」ということは当然ですので、ここ
では「活用しましょう」「生かしましょう」という表現はいかがでしょうか。施
設や事業所があり、そこを使うだけではなく、そこを地域の取り組みの拠点と
し、そこから力を貸してもらおうということで、生かすというような発想がふさわ
しいかと思います。一度、議論をお願いします。

事務局：わかりました。

委員長：他にご意見等はございませんか。

委員：7ページにPDCAサイクルがでできます。大まかに言えば、この計画自体が
「plan」だと思いますが、それをPDCAで全体的に評価するということは、非
常に難しいことだと思います。この計画のどの部分を「plan」として、誰が
「do」して、「check」は豊川市地域福祉計画推進委員会で行うと思うのですが、
その後「action」改善していくわけですが、そのサイクルは1年と感じるのです
が、そのような解釈で間違いありませんか。また、どの部分を「plan」として細
分化して考えているのか、教えてください。

事務局：各地域での地域福祉に関する現状把握については、ここに記載されているよう
に、毎年、地域福祉懇談会を開催し把握します。その「check」については、地
域福祉計画推進委員会を使うのですが、この推進委員会では、その地域の現状を
報告し、専門的な視点から進捗状況を評価していただきますが、今のところ1年
で地域の現状が大きく変わることは考えにくいことから、評価は5年計画の中間
年に行うことを考えています。

委員：P D C Aはくるくるまわるという意味ですが、3年や5年のスパンでまわるということはあまりにも長すぎると感じます。

事務局：地域福祉と言いますと、第5章にあります、それぞれの地域で市民が主体となって進めていただくものでして、(地域で)現状把握をする中で、今の進捗状況を見ながら、次に生かす必要があると思います。毎年、地域で省みて、進捗状況を把握しながら進めていただく。その施策の推進を図るために、本計画の中間年で評価しそれをまた地域に戻して、総合的に評価したものを次期計画につなげていくという形を考えています。現状把握は毎年行っていく予定ですが、それを第三者が評価することは、毎年ではなく、計画の中間年か次期計画に向かう年に行いたいと考えています。

委員：第4章に話が飛んで申し訳ありません。第4章では施策の展開で、いろいろな施策が打たれますが、それがどのように推進されたのか、そのスパンが2年、3年と延びてしまうよりは、この施策をプランとして、その個々についてどのように評価していくのか、ここに書かれている地域福祉計画推進委員会が毎年開かれるのであれば、そこで評価し、改善点が出てくると思います。目標は変えないとしても、改善すべき点「action」という形で何かを起こすということがあってもよいと思いますし、その方がわかりやすいと思うのですが。ここでP D C Aサイクルと出てきて、2年半や3年というのはどうなのか。と思います。

事務局：第5章にある地域福祉懇談会、地域の取り組みの中で、毎年、その取り組みの内容、また今後、各地域で目標とする姿に対する振り返りはしていただく形になっています。

委員：このP D C Aサイクルの主体は行政ではなく、地域ですか。

事務局：基本的に、行政も社会福祉協議会も年度ごとでここまで進めるという施策は持っています。地域福祉懇談会にしても、5年間のあるべき姿というものをここに設定していただいているのですが、1年で一度に変わるものではなく、一つひとつ段階を踏んでいくものだと思います。「この年度はここまで進む」というものに対して、1年で一度振り返っていただき、次のステップへ移っていただく。その中で、進まないものもあると思いますので、2年か3年の中間年にその進まないものも含めて報告していただき、行政や社会福祉協議会がどのような支援ができるか考えるといった機会をはさみ、計画を進めて行けたらと考えています。事務局では1年や2年で地域が変わるのかな。行政も3年とかの単位で計画を見直していますので、そのような状況を含め考えています。

委員：行政にとっては、3年は短いかもしれません。

事務局：その中での微調整は必要だと考えています。

委員：「check」のところでも地域福祉懇談会という話がでましたが、第5章でこれまでの懇談会の取り組みがまとまっています。私も昨年、懇談会に参加しましたが、

「地域のよいところはどこですか」「地域の課題は何ですか」というようなことを大括りで、その場の雰囲気話し合うというような形が懇談会です。ですから、懇談会がここでいう計画に対するチェック機能なのかというと、だいぶ外れているのではないかと思います。先ほどの委員からのご意見にもありましたが、これだけの大きな計画に対するチェック機能を果たしていくということであれば懇談会ではなく、この計画を十分にわかっている人がチェックをするという形をとらないといけないと思います。それも5年計画であれば、周期的に1年か半年でチェックしていくことが、PDCAサイクルではないかと思います。

事務局(社協)：昨年度と今年度、地域福祉懇談会を開催し、今回、新たな計画をつくるため、テーマに基づき地域の方からご意見をいただきました。これが承認されれば、地域にフィードバックして、「この計画の進行をともに考えていきましょう」ということになるかと思えます。来年度以降は、今年度実施したような懇談会の進め方を変えていく、見直す必要があると考えています。

委員長：お二人の委員からのご質問に基づいた今の議論は、計画の進捗管理、評価というものを具体的にイメージして提案するということだと思えます。ここでは抽象的なものでも構いませんが、私たちが具体的にサイクルのスパンも含めて考えていくことだと思えます。最終的な計画のチェックは、地域福祉計画推進委員会が、第4章の計画の柱に沿ってチェックを行う必要があると思えます。ただ、地域福祉懇談会で、第4章のすべての項目に沿ってチェックをする必要はありません。そこでは、「最近、うちのまちは」というような理論でも構わないと思えます。それを計画の推進委員会では、それぞれの項目に落とし込んで、進捗具合、取り組みを確認していくとよいと思えます。理想的には年に1回だと思えますが難しければ、3年経った時点で一度結果を出し、次に第4次計画の策定に向けたとりまとめのところで、後期の2年を確認していくことは必要だと思えます。ここでこの部分のまとめをして、ここで次の課題を出していくということを曖昧にしておくと、曖昧のまま5年間で過ぎてしまいます。この後も議論を続けていただきたいと思えます。

それでは、第3章までについては、以上のご意見を参考にしていただきたいと思えます。

【4章】

委員長：計画の本体である第4章について、事務局より説明をお願いします。

事務局：続きまして、福祉課渡辺より、第4章施策の展開について説明させていただきます。資料計画案の30ページをご覧ください。

この第4章では、基本目標から基本方針ごとに、現状と課題、今後の目指す姿と取り組みを記載しております。今後の取り組みでは、「施策ごとに、市民、地

域団体やボランティア、社会福祉協議会、行政のそれぞれが役割を持ち、それぞれが連携しながら進めていく」という構成となっています。また、左のページの下段には、政策に結びつく現状と課題を、市民アンケート調査等の結果や地域福祉活動の活動写真、地域福祉懇談会での市民や地域活動者の方々の声を紹介する形で掲載しております。

31 ページをご覧ください。基本方針 1－1 地域の助け合い意識の醸成の今後の取り組み、施策②助け合い意識の醸成・啓発の市民の役割内容の上から二つ目の○をご覧ください。「障害等に関する理解を深め、適切な配慮をしましょう。」と、その下の地域団体の 2 つ目の○「福祉施設でイベント等を開催し、障害等を持つ利用者を理解してもらおう契機にしましょう。」と 2ヶ所の文言を追加しました。

これらにつきましては、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障害者に対する差別の禁止と合理的配慮を求められていること、また、先の各種アンケート調査結果のうち、社会福祉施設協会や障害者児団体連絡協議会、障害者地域自立支援協議会からの地域住民に望むこと。としまして、「障害や施設への理解を深めてほしい。」「施設イベントに多く参加してほしい。」との要望がありましたので、追加したものです。

また、こちらに関連しまして 35 ページをご覧ください。35 ページの基本方針 1－3 の今後の取り組み、施策②「居場所づくりの推進」の地域団体等の役割内容の 3 つ目の○に「福祉施設を開放し、地域住民との交流を深めましょう。」と追加しております。

続きまして、基本目標 2 へ入りまして、38 ページをご覧ください。基本方針 2－2 ボランティア・市民活動の促進については、委員から数ヶ所についてご意見がありましたので、その点を中心に説明します。

まず、38 ページ下段です。「ボランティアなどの活動へ気軽に参加してもらうための仕組みづくりが求められています。」とありますが、「その仕組みづくりとは何か。」というご質問がありました。市民協働国際課が本年度策定しています「とよかわ市民協働推進計画」があり、その市民の現状において、「市民活動を始めたきっかけ」についてのアンケート結果では、「町内会、PTA、子ども会などの呼びかけがあつて」との回答が高い割合でした。仲間づくりのきっかけとなる機会への参加を仕掛けるということで、39 ページ上段、「施策①ボランティア・市民活動の活性化への支援」の地域団体等の取り組み内容のうち、上から 2 つ目の○「気軽に参加できるボランティア体験や地域福祉活動などを通して、仲間づくりを広げましょう。」のうち「地域福祉活動など」を修正しました。

次に行政の取り組みの一段目にある広報手段の記述については、「広報誌やホームページだけではなく、企業の情報誌など多様な情報媒体を活用し、」との内

容に変更しております。また、その下段には、豊川市のボランティア・市民活動センター業務につきましては、「ウィズ豊川」で社会福祉協議会、また、「商業施設のプリオ」ではNPOの穂の国まちづくりネットワークの2拠点で実施していますので、その役割や業務内容について改めて整理しました。

さらに、コーディネート業務として、多様なボランティア・市民活動団体を分野別に分けて一覧表に整理し情報の発信を行うとともに、ボランティアや市民活動団体と支援が必要な方とをつなげるなどの業務を担うコーディネーターの育成についても養成講座などを開催するなど、資質向上も併せて充実していく考えであります。

続きまして、次の施策②人材の育成においては、社会福祉協議会の役割でも、リーダーの育成が必要である。ということで、「ボランティアリーダー養成講座を開催します。」との文言を追記しております。さらに、ボランティアの高齢化に対する若者の参加を促進する具体的な施策として、行政では「とよかわ市民協働推進計画」において、「若い世代や定年退職後の市民に対する取り組みの強化」という方向性が示されていますので、行政の取り組み内容の2つ目の○に「若い世代や定年退職後の市民に対する育成に取り組んでいきます。」と文言を追加しました。

続いて、43ページをご覧ください。基本方針2-4地域活動者の役割分担と連携強化の今後の取り組みの施策①地域活動者間の交流と連携では、地域団体の2つ目の○ですが、地域福祉懇談会における地域福祉課題の解決に向けた話し合いについて、継続的に取り組む必要があることから、文書の始めに「毎年」を記述しました。また、行政の一番下の記述ですが、地域課題の解決に向けた体制づくりの担い手であるコミュニティソーシャルワーカーの配置について、文言を追加しております。

続きまして、基本目標3に入ります。45ページをご覧ください。基本方針3-1相談支援機能の充実の施策①「身近な総合相談機能の充実」の、市民の役割内容の2つ目の○について、近所など周囲の人の日頃からの「気づき」の意識を促すため、「不安や悩みを抱え込んでいる人を日頃から気にかけてみましょう。」と文言を変更しました。

また、47ページの施策③生活に困っている人への支援の充実における市民の役割内容の2つ目の○の文言についても、近所など周囲の人の日頃からの「気づき」や相談機関への「つなぎ」の意識を促すため、「地域で困りごとを抱えた人がいたら、身近な相談窓口にご相談しましょう。」と変更しています。

続いて、50ページをご覧ください。基本方針3-3の施策①きめ細かな生活支援の充実の今後の取り組みのうち、地域団体、社会福祉協議会、行政の役割内容のそれぞれ一番下の○についてです。こちらは主に高齢者施策に関連したもので

すが、きめ細かな生活支援の充実のために必要な新たなサービスの創出や、ボランティアの育成について、生活支援コーディネーターの役割や行政の取り組みについて整理し、記述しました。

続きまして、56 ページ以降の基本目標 4 「みんなで進める 人にやさしいまちづくり」 についてですが、前回の会議における委員の皆様が発言に対する修正以外は、特に修正しておりませんので、説明は省略させていただきます。

次に、62 ページです。重点ポイントについてご覧ください。地域活動者への支援及び新たな担い手の発掘のイメージ図を新たに記載しました。また、64 ページの地域福祉計画で目指す地域の姿のイメージ図につきましても、イラストを追加するなどの変更をいたしました。

以上で、第 4 章の施策の展開について、事務局からの説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。委員のみなさんからご意見やご質問をいただきたいと思えます。

委員：先ほどと関連しまして、例えば 57 ページの「地域環境の整備」で、市民、地域団体、ボランティア・市民活動団体、社会福祉協議会、行政等に役割がありますが、これが P D C A サイクルの「plan」だと思います。これが、どのくらいのスパンで結果が出るのか、改善をするのかということで、計画を立てたまま 2 年半放置するということはよくわかりません。「do」がどこで行われるのでしょうか。「do」するのは市民であったり、社会福祉協議会であったり、行政であったりするのだと思いますが、その評価が 2 年半後ということでは、なかなか難しいので、先ほど委員長が言われたように、この項目がどの程度進んだかということとを計画推進委員会に報告していただき、今後に向けての改善案が出てくるというのが、本来の形ではないでしょうか。計画自体は非常によいものだと思いますので、これをどう生かして行くかお考えいただくとよいと思えます。意見だけ申し上げておきます。

委員長：事務局、いかがですか。今、ご発言いただいたものが P D C A サイクルの正当なやり方だと思いますが、事務局がそれを行う際の事務的なコストについて現場を預かる身として考慮していると思うのですが、「できないから 2 年にしよう、3 年にしよう」ということではなく、1 年という無理な予定を立てて、結果としてできないということになっても構わないと思えます。この計画については、例えば、1 年で手付かずのものが半分程あっても、残りの半分は着手しているができていないとしても、そのようにまとめればよいかと思えます。一番危ういことは、「できる時にやりましょう」として、「check」の期日を曖昧にすることだと思います。できなくても、目安として 1 年ごとの「check」をしてもよいかと思えます。

事務局：現時点で、毎年、推進委員会にかけて第三者的な評価をするかどうか、お答えすることは難しいのですが、地域の中で進めていくこの計画については、外部評価ではなく、各地域の懇談会で振り返り、毎年、進捗を計ることは可能だと思います。本計画の主体である地域の方が、自分たちのまちをどのようにしていくのか、内部で進捗状況を振り返りながら次年度につなげていくことは可能だと考えています。

委員：それは市民の動きですね。行政が立てた計画に対してどのくらいのスパンで評価をするのかをお聞きしたいと思います。

事務局：行政の新しい施策や取り組み始めたことに関しての報告はできるかと思えます。地域がどう変わったかということについて、毎年の評価が必要ということでしたら、開く意味はあるかと思えます。

委員：単なるお願いですので、ご検討ください。

事務局：わかりました。どのような形でできるのか。関係各課であれば、その年々の進捗状況を確認することは可能ですので、振り返りをしながら、この計画の進捗を図って行きたいと思えます。

委員長：スパンを切るということが第一歩でどのような方向に進めるかということは、次の議論になると思えます。この計画をつくる前に、関係各課の施策のチェックがありました。あの方法で毎年チェックすることは不可能だと思います。あれをイメージすると、とても1年ごとのチェックは無理だと思います。とりあえず、細かい項目を書き出して、1年間の動きを担当者が書き入れるというような方法、1年ごとにチェックできる簡易版の調査方法というものを考えていくしかないと思えます。これまでのチェック方法で、庁内の関連各課に意見を聞いていたら、とんでもない話でとても無理だという発想になるのかもしれませんが、逆に1年でやるとしたら、どのような簡便なチェック方法があるのかを検討する必要があるのかなと思えます。また、計画づくりとは別に検討していきましょう。

委員：この福祉計画はとてもよくできていると思えますが、施策の取り組みで「しましょう」という文言が使われており、市民とボランティア団体に社会福祉協議会と行政が課題を与えていると思えます。この福祉計画をつくった段階で、市民団体、あるいはボランティア団体に「このような計画をつくりました。課題としてはこのようなことを考えています」ということを周知しない限りは、誰も関知しません。これをどのように周知して、「がんばりましょうね。」というような動きができるかが重要だと思います。町内会に対しては、1年に1回、懇談会をやっていますが、いろいろな団体に対し、課題を明示し、「しましょう」「しましょう」と続いています。全部できるとは思っていませんが、そのような課題が出ていますよ。ということを知りだけでも、意味があると思えますので、その部分での働きかけのしくみをつくっていただきたいと思えます。

委員長：まさに、今のご意見が、地域福祉計画独自の難しさだと思います。市民にとっては、自分のあずかり知らないところで計画の主体にさせられているわけです。ここでは、大変苦慮した表現として「しましょ」という表現を使っているのだと思いますが、計画の主体に対して、「しましょ」という表現はあり得ません。社会福祉協議会と行政に関しては、「します」という表現になっています。本来は、すべて「します」という表現にするべきですが、それは無理ですので、市民やボランティア団体に対しては「しましょ」という表現になっているのだと思います。

この難しさを何とかするために、国は2000年に各市町村に地域福祉計画というものをつくるように指示しましたが、これが難しさの出発点だと思います。各地で苦慮しながら計画づくりをして、実行してきたということです。最初から理想的に市民のみなさんに計画を説明し、参加の必要性を感じてもらえるということは不可能な話ですので、今のご提案のように、本計画では、市民の方々にこのようなことを期待したいと思っています。ということ、いろいろな機会でお伝えしていくということが必要であると思います。大変難しいことです。

事務局：ありがとうございます。周知の仕方については、広報誌、ホームページ、またはその他各地域福祉懇談会など社会福祉協議会の取り組みの中で、周知を図ってまいりたいと思います。

委員：私を感じたことですが、今後の取り組みに、市民、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政という順番であります。一番目に市民が書いてあると、「しなさい」と言われているイメージに感じてしまうのですが、「しましょ」ではなく、例えば、「行政はこれをします。社会福祉協議会はこれをします。身近なところのボランティア団体はこれをしてください。隣近所にいる市民はあいさつ運動をしましょ。」という順番であれば、どのように感じるのでしょうか。市民が一番先に「これをしなさい」と言われるよりは、逆の順番で言われた方が「私たちができることはこの部分かな」と感じる気はするのですが。

委員長：10の地域福祉計画があると、10の計画でこの順番になっているかと思いません。例えば、高浜市の計画では、「市民がします」という表現になっていました。「しましょ」というような表現ではなく、まさに「市民がやる」と計画に書いていました。そのような点での主体性を市民の方に持っていただくという表現もありますが、順番が行政からになっている計画は見かけたことがありません。発想としてはおもしろいと思います。

委員：本計画の策定にあたり松井委員が市民代表ということになりますが、松井委員以外の市民は計画の策定に参画はしていません。それにも関わらず、「しましょ」と言われ、「よし、一緒にやりましょ」と市民は言ってくれるでしょうか。

委員：私は地域福祉懇談会に毎回出席しています。先ほど、課長から「地域福祉懇談会でこの福祉計画を徐々に変えていきましょう」と言われましたが、そのような雰囲気ではありません。区長や連区長は、1年のお役で出てきていますが、民生委員は長年務められていますので、そこに温度差があります。結局、まとまらずに終わってしまうというのが地域福祉懇談会です。ですから、地域福祉懇談会を実施し、それをもって福祉計画を変えていこう」ということは厳しいと感じます。

委員長：まさにそれが本音だと思います。田原市で同じように地域懇談会があり、計画書ができた時点では「しましよう」という形で市民に示し、この時点では未完成ですので、地域懇談会でこの「しましよう」を「しよう」という形に変えていくことで本当の意味で市民主体の計画になるという理念を持ち、地域懇談会で議論しましたが、なかなか自分たちが主体となりこの計画を進めていこう、「しましようからしようへ」という議論には到達しなかったという実感でした。そのような「ひょうたんからコマを得たい」というような計画ですので、その無理をどのようにして可能にしていくか。そこで、地域の現場において社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが苦労しながら、計画の中身を生かした取り組みをしていくのか、そのような現場での責務を期待するというのが、この計画書の本質なのかな、限界なのかな、と思います。

他に感想でも結構ですので、第4章に関してご質問やご意見はありませんか。

委員：59ページの防災ですが、他のページで文言についての説明があるのですが、社会福祉協議会の「防災ボランティアコーディネーター」という文言がわからないかと思います。その上の地域団体のところの「防災リーダー」という文言は、それぞれの地域の中で防災の中心になる人のこと、となんとなくわかりますが、「防災ボランティアコーディネーター」に説明を付け加えていただけたらと思います。

事務局(社協)：防災対策課と社会福祉協議会と共同で防災ボランティアコーディネーターを募集しています。以前は県も募集していましたが、今は市でボランティアコーディネーターの養成とフォローアップを実施しています。説明を追加いたします。

事務局：これに関連しまして、事務局から語句に関して委員の皆様にお尋ねします。現在、各ページにこのような語句の説明を入れています。各ページの下に説明があるのは、そのページの内容を読んでいただいた時に、すぐに語句の意味が分かった方がよいということで記載しています。また、同じ言葉が他のページに出てくる場合は、2つのページにそれぞれ説明を記載しています。資料編の最後に、あいうえお順で語句の説明を集約した方がいいのか、今の形でいいのか、事務局でも意見が分かれておりました、どのような形が読みやすいのか。読みやすさを重

視したいと思います、みなさまからご意見をいただきたいと思います。

委員長：すぐに見ることができた方がよいかと思います。よく、巻末にまとめて語句説明を挙げているものを見かけます。何度か出てくる語句については、最初に出てきたページを記して「何ページ参照」と書けば、煩雑にならないと思います。

事務局：わかりました。ありがとうございます。

委員：35 ページの下に「子育てサポーター」という語句の説明がありますが、この「子育てサポーター」の説明が少し違っていると思います。私たち子育てネットが子育てサポーター養成講座の委託を受けて、事業を実施していますが、「伴走者として共感し、アドバイスを行う人」とあるようなことはやっていませんので、一度、子育て支援課に確認していただけますか。

事務局：子育て支援課と調整して作成しましたが、再度確認します。

委員：30 ページの下に「市民からの声」とありますが、40 ページにも「市民アンケート自由意見」があります。同じ形式にした方が、わかりやすいかもしれません。また、30 ページの一番上に「高齢や障害、また、ひとり暮らしや老老介護」とありますが、ここに「子育て」も入れていただきたいと思います。45 ページの社会福祉協議会のところに「高齢者相談センター等が連携し」とありますが、この「等」に入っているのかもしれませんが、44 ページの文言には「高齢者相談センターや障害者相談支援センター、子育て支援センター等」と書いてありますので、合わせた方がよいかと思います。

事務局(社協)：45 ページの社会福祉協議会のところですが、社会福祉協議会が受託している事業が高齢者相談センターと障害者相談支援センターです。子育て支援センターは社会福祉協議会では事業を行っていませんので、入れるということでしたら「連携をしていく」という文末になるかと思います。

委員：連携であれば、入れることができますね。

委員長：先ほどから再三ご指摘がありましたように、高齢者、障害者、子育ての3つは、福祉の大きな柱になりますので、いろいろな表現の方法がある中で、逐次盛り込んでいただきたいと思いますので、見直してください。

他の委員の皆さんも、再度、見落としがないか確認をしてください。お気づきの点があれば後日で結構ですので、ご連絡ください。

【第5章・資料編】

委員長：第5章と資料編について、事務局より説明をお願いします。

事務局(社協)：それでは、豊川市社会福祉協議会小林よりご説明いたします。

資料 65 ページをご覧ください。第5章の地域の取り組みです。こちらについては今年の7月から9月にかけて地域福祉懇談会が開催されました。市内全中学校区34地区の地域住民計481名の参加者のもと、各地区の「地域のよいところ」

や「地域の課題」を明らかにし、地区ごとの「まちづくりのテーマ」、今後の方向性として「地域における取り組み」や「5年後のまちの姿」を検討しました。検討結果については、前回の策定委員会におきまして、「地域の課題」と「地域における取り組み」の主な意見をご報告いたしました。今回は中学校区ごと、地区ごとにまとめたものをお示ししています。

第5章は「地域の活動計画」と私どもは捉えており、社会福祉協議会が地域と一緒に支援していく部分となります。

66 ページをご覧ください。上段に、東部中学校区の基礎データが記載されています。中段は、昨年調査しました地域福祉活動に関するアンケートの中から、「誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと」の上位10項目についてのグラフを示しています。各項目の左側が豊川市全体を、右側が該当の中学校区のデータを表しています。この設問は、地域住民に「こんなことがあると暮らしやすい」と思えることについて聞いています。各地区の5年後のまちの姿が設問の項目と概ね重ね合っていることも興味深いと思います。

続いて67 ページをご覧ください。桜木地区の取り組みです。①に「地域のよいところ」と「地域の課題」が示されています。こちらについては、昨年度の地域福祉懇談会で出された意見に対し、今年の懇談会で優先度の高い項目を挙げていただいております。

次の②「まちづくりのテーマ」ですが、これは地区のキャッチコピーと言えるものです。その横には、活発な意見などお話をいただいた様子を捉えた懇談会の写真を載せています。

③は「5年後のまちの姿」です。「こんなまちになるといいな」という思いが表された項目が載っています。

④は「今後の方向性」についてであります。第3章「2 計画の基本目標」のところでも話がありましたが、各基本目標のサブタイトルが記載されています。基本目標ごとに地区で出された5年後のまちの姿を目指して取り組んでいく項目が記載されています。

68 ページ以降は、これまでの説明と同様ですが、委員の方からご質問のあったところを説明させていただきます。

92 ページをご覧ください。諏訪地区の5年後のまちの姿の5つ目に、「ポジティブチケットが定着しているまち」という文言があります。ページ下に注釈がついていますが、「よいことをした時にもらえるチケット」ということですが、これは子どもたちの健全育成を目的に、市の「市民協働推進事業補助金」を利用して、代田小学校の児童が地域や学校内での日々の善行に対してポジティブチケットカードに押印してもらい、ポイントが溜まると協力事業所が景品を渡す事業で、今年の6月から始めています。

98 ページをご覧ください。三蔵子地区ですが、④今後の方向性の基本目標 3「利用しましょう」に、「ボランティアにポイント制度を作り、ボランティア参加者を増やしていく」という取り組みが載っています。こちらは地域福祉懇談会の参加者から「このような制度があるといいな」というご意見があり、紹介させていただいています。こうした地域の活動の様子は、また機会をとらえまして、情報交換や発表が設けられるような場を検討していきたいと考えております。

今、みなさんがご覧いただいている「地域の取り組み」ですが、まず、担当のコミュニティソーシャルワーカーが地域の実情を加味して作成した「案」です。現在、担当者と地域で最終確認をしております。今後の確認作業において内容が修正される場合もありますのでご了承ください。第 5 章については以上です。

続いて 110 ページの資料編をご覧ください。①に策定の経緯をお示ししています。28 年 7 月から 9 月に地域福祉懇談会を開催し、11 月から 12 月にかけて活動者アンケートを実施し、12 月に第 1 回目の策定委員会が開催されました。今年に入りまして 1 月に市民アンケートを実施し、6 月からは社会福祉協議会の作業部会、市役所の庁内関係部署検討部会が始まり、6 月 27 日に第 2 回策定委員会が開催されました。また、福祉団体によるヒアリングが行われるとともに、7 月からは今年度の地域福祉懇談会が開催されています。9 月 28 日に第 3 回策定委員会、そして本日の第 4 回策定委員会となります。

今後の予定では、来年 1 月 9 日からパブリックコメントを受け付け、2 月に第 5 回策定委員会を経て、計画書の完成となります。

112 ページ以降は、策定委員会の設置要綱や委員名簿、検討部会及び作業部会の設置要綱が記載されています。なお、現計画に掲載しております社会福祉協議会事業一覧は、今回はご提示しておりません。この理由ですが、先般、社会福祉法人制度改革があり、社会福祉協議会事業につきましては、社会福祉協議会の理事会及び評議員会の審議が必要となっておりますので、現在は掲載しない予定であります。以上で資料編のご説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。5 章の地域の取り組みについて、また、資料編についてご意見ご質問があればお願いします。

委員：今後の方向性のところで、基本目標 1、2、3、4 とありますが、これは 26 ページの計画の基本目標と同じになっていると思います。先ほど「利用しましょう」という部分を考慮した方がよいというご意見がありましたが、それを変更するのであれば、第 5 章についても変更することになるかと思います。各ページに変更箇所があり大変ですが、よろしくお願いします。

事務局(社協)：そのように変更させていただきます。

委員：福祉計画の中にありますが、市民活動団体とボランティアの登録は市民協働国

際課が委託するプリオでの登録となり、町内会やボランティア・市民活動センターは市民協働国際課が担当になりますので、市民協働国際課がこの計画策定に入っていないということはあり得ないと思います。そうでないと、総合的な計画にならないのではないかと思います。

事務局：先ほどの説明にもありましたが、市民協働によるボランティア等の活動については5ページの関連計画にあります、「市民協働推進計画」で触れており、詳細についてはそちらで定めています。本日の説明でも、若者や定年退職後の市民等への人材育成に関する内容は、市民協働推進計画の中に含まれていますので、本計画では各課個別の名称は特に掲載せず、「その他関連計画」という形でお示しさせていただきます。

委員長：他にご意見等はございませんか。113ページのご自分の名前や所属団体名等の記載についても、間違いがないかご確認ください。

本日の議論、全体を通してのご意見でも結構ですので、誤字脱字等のチェックや議論が必要なことがありましたらご提案ください。

委員：「策定委員会」という名称を聞くと、市民は「その委員会で策定する」と思います。実際には資料が送付されてきて、意見があれば言うということです。つまり、「決めるのは市だけれども、意見があれば聞く」という文書が送られてきます。私は会議のはじめに聞いたのですが、策定委員会は市民の参加の一部であると課長が答えられました。「策定委員会」という名前をつかっておいて、そこには計画に対して意見を言う場になっています。最終的な決定は議会とかにあるのだと思いますが、議会への提出の最終的な権限者が、この策定委員会なのでしょうか。策定委員会は単なる付録で、市民の意見を聞く一部の機関だと思えます。それであれば、「策定委員会」という名称はふさわしくないと思います。我々は策定しているのでしょうか。

委員：市では他にもいろいろな委員会が存在しますが、すべて「策定委員会」という名称です。市の手順としてそうなっているのだと思います。

委員：その中でも、議会への提出権がある委員会も多くあります。今回の委員会は、委員会の設置要綱でも何も権限がないと書かれています。「策定委員会」というからには、策定させていただきたいと思います。

事務局：112ページの設置要綱にありますとおり、「この計画の策定にあたり、幅広い視野からの意見を反映し協議するための場」ということで、策定に携わっていただいていると考え、この名称をつけています。

委員：策定委員会とは言えないと思います。策定の協賛委員会です。是非、次回ではご検討ください。

委員長：この委員会の役割はこのままでよいけれども、名称がふさわしくないというご意見です。名称だけ変えるか、策定委員会という名称を維持するのであれば、こ

の中に作業部会等も設置し、極端に言えば、文言の規約等も行っていくということで、どちらかの選択になると思います。いずれにしても、今回はこのままで継続しますので、今後に関するご提案だと受け止めてまいります。ただ、策定委員のメンバーの中に議員さんが入るということはないと思います。

他にご意見等はありませんか。今回は素案が出されましたので、その内容についての説明を聞き、質疑を行いました。今後、パブリックコメントを実施し、手直しをしたうえで、最終案をもう一度確認していただくための委員会が実施されるかと思いますが、計画の柱に関わることにつきまして、本日ご審議いただけたかと思います。

本日予定しておりました議題に関しては以上で終了いたします。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

3 連絡事項

事務局：続いて、次第3連絡事項に移ります。事務局から3点ほどございます。資料計画案の111ページをご覧ください。こちらのスケジュールにパブリックコメントとありますが、来年の1月6日の土曜日から2月5日の月曜日まで、第3次豊川市地域福祉計画案についてのパブリックコメントを実施いたします。そこで市民のみなさまからいただいたご意見等により、計画書の最終案を作成し、次回、第5回目の策定委員会に提出させていただき運びと考えております。

次に2点目ですが、このパブリックコメントにおいて、計画書案の他に計画書の概要版についても公表したいと思います。この概要版は、現在、作成中ですが、基本的には第2次計画と同じような形での作成を考えています。パブリックコメント前には委員のみなさまへ郵送させていただきますのでご覧いただきたいと思いますので、その際にはよろしくお願ひします。

3点目として、次回の策定委員会の日時についてお知らせします。来年2月22日木曜日の午後1時30分から、第5回目の委員会を開催いたします。会場については現在調整中ですが、事前に案内通知を送付させていただきますので、次回の会議につきましてもご出席についてよろしくお願ひします。

連絡事項については以上でございます。

事務局：本日は、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これで、第4回第3次豊川市地域福祉計画策定委員会を閉会いたします。

<閉会>